

平成26年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

警 察 本 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		会計課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3～4
	3 節の明細		5

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第10号	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	警務課	6～7

報告番号	件名	課名等	頁
報告第8号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年4月30日専決)	監察官室	8
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年5月23日専決)	監察官室	9

議案説明資料総括表

警察本部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,432,562	5,787	16,438,349			<雑入> 25	5,762	
合計	16,432,562	5,787	16,438,349			25	5,762	

説明

- ・**⑨** 特殊詐欺被害水際阻止強化対策事業 5,787千円
 (金融機関職員等に対する声掛け訓練等を行うための非常勤職員の配置に要する経費)

平成26年度一般会計補正予算説明資料

9 款 警察費
2 項 警察活動費
2 目 刑事警察費

会計課（内線：8502）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
① 特殊詐欺被害水際阻止強化対策事業	0	5,787	5,787			<雑入> 25	5,762	
トータルコスト	0	5,787	5,787	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	連絡調整、非常勤職員による声掛け訓練等				

事業内容の説明

1 事業概要

全国の振り込め詐欺等特殊詐欺の被害額は、過去最悪だった昨年を上回るペースで増加しており、特殊詐欺対策強化が全国警察を挙げて取り組むべき喫緊の課題となっていることから、県民の財産を保護し、安全安心な生活を守るための新たな取組として、金融機関やコンビニ等の従業員の対処能力を高めるためのロールプレイング訓練を行う専任の対策員4人を鳥取警察署、米子警察署に配置し、特殊詐欺被害を水際で阻止する体制を構築する。
※事業実施期間：平成26年8月1日～平成27年3月31日の間

2 事業計画等

(1) 現状

ア 特殊詐欺被害金額の状況

【単位：万円】

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
鳥取県	1,746	6,745	(1,714) 9,188	(4,343)
全国	1,870,488	3,643,611	(927,000) 4,869,000	(1,303,500)

※鳥取県の上段（ ）は4月末現在、全国の上段（ ）は3月末現在

イ 被害金の入手手口

金融機関での「振込み型」のほか、直接被害者から現金を受け取る「受取り型」、レターパックやゆうパック等で現金を郵送させる「送付型」に変化・多様化している。

ウ これまでの本県警察における被害防止広報活動

増加する被害を抑止するため、県警が実施する各種講習会や会議のほか、行政の防災無線や街頭広報、テレビ・新聞等のあらゆる媒体を活用した広報など様々な対策を講じてきたが、被害の増加に歯止めがかからない厳しい状況にある。

(2) ロールプレイング訓練の必要性等

ア 特殊詐欺の被害金の原資は、約7割が金融機関の預貯金であり、これをレターパック等を利用して現金を送付させる手口による被害が増加しており、金融機関からの振込み型と相まって被害額が増加している。

イ これまで金融機関等の声掛けによって被害を阻止した事例もあり、騙された被害者と接する機会の多い金融機関職員等の対処能力の向上が、被害を水際で阻止する上で極めて重要といえる。

ウ ロールプレイング訓練は、現実にかかる場面を想定して複数の人が所定の役割を演じ、疑似体験を通じた訓練をすることで、実際に経験を積むことに近い効果があるとされており、状況に応じた的確な判断が可能となる。

(3) 県内における訓練対象機関

金融機関（499店舗）、コンビニエンスストア（220店舗）及び運送会社（26店舗）

※合計：745店舗

(4) その他

訓練の合間時間を利用して、警察が捜査の過程で押収した名簿に登載された県内居住者に電話し、注意喚起を行う。

平成26年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

(単位：千円)

款 項 目	9 款 警察費								
				5 局 警察本部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2 項 警察活動費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 俸 酬	166,173	4,996	171,169	166,173	4,996	171,169	23,245	4,996	28,241
2 給 料	5,318,520		5,318,520	5,318,520		5,318,520			
3 職員手当等	5,202,006		5,202,006	5,202,006		5,202,006			
4 共 済 費	1,824,345	791	1,825,136	1,824,345	791	1,825,136	3,641	791	4,432
5 奥書補償費	10,923		10,923	10,923		10,923			
6 恩給及び退職年金	32,206		32,206	32,206		32,206			
7 貸 金									
8 借 費	78,792		78,792	78,792		78,792	14,792		14,792
9 旅 費	89,746		89,746	89,746		89,746	46,028		46,028
費用弁償	1,492		1,492	1,492		1,492	100		100
普通旅費	83,859		83,859	83,859		83,859	41,817		41,817
特別旅費	4,395		4,395	4,395		4,395	4,111		4,111
10 交 際 費	350		350	350		350			
11 需用費	816,347		816,347	816,347		816,347	419,347		419,347
12 役 務 費	363,142		363,142	363,142		363,142	299,477		299,477
13 委託料	669,459		669,459	669,459		669,459	213,195		213,195
14 使用料及び賃借料	554,401		554,401	554,401		554,401	271,841		271,841
15 工事請負費	1,126,112		1,126,112	1,126,112		1,126,112	761,037		761,037
16 原 材 費									
17 公有財産購入費	14,819		14,819	14,819		14,819			
18 備品購入費	141,860		141,860	141,860		141,860	54,226		54,226
19 負担金、補助及び交付金	15,907		15,907	15,907		15,907	12,086		12,086
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	103		103	103		103			
23 償還金、利息及び割引料	15		15	15		15	15		15
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費	7,336		7,336	7,336		7,336			
28 産 出 金									
予備費									
計	16,432,562	5,787	16,438,349	16,432,562	5,787	16,438,349	2,118,930	5,787	2,124,717
財 源									
国庫支出金	315,523		315,523	315,523		315,523	313,722		313,722
地方債	134,000		134,000	134,000		134,000	103,000		103,000
その他	1,400,233	25	1,400,258	1,400,233	25	1,400,258	118,259	25	118,284
繰越財源	14,582,806	5,762	14,588,568	14,582,806	5,762	14,588,568	1,583,949	5,762	1,589,711

(單位：千元)

款 項 目	警察本部合計					
	2日 刑事警察費			補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	10,228	4,996	15,224	166,173	4,996	171,169
2 給 料				5,318,520		5,318,520
3 職 員 手 當 等				5,202,006		5,202,006
4 共 濟 費	1,622	791	2,413	1,824,345	791	1,825,136
5 災 害 補 償 費				10,923		10,923
6 恩 給 及 退 職 年 金				32,206		32,206
7 賃 金						
8 報 償 費	12,570		12,570	78,792		78,792
9 旅 費	20,716		20,716	89,746		89,746
費用 弁 當				1,492		1,492
普通 旅 費	17,161		17,161	83,859		83,859
特 別 旅 費	3,555		3,555	4,395		4,395
10 交 際 費				350		350
11 需 用 費	25,399		25,399	816,347		816,347
12 役 務 費	71,405		71,405	363,142		363,142
13 委 託 料	16,049		16,049	669,459		669,459
14 使用料 及 公 賃 借 料	111,322		111,322	554,401		554,401
15 工 事 請 負 費				1,126,112		1,126,112
16 原 料 費						
17 公有財產購入費				14,819		14,819
18 備 品 購 入 費	12,477		12,477	141,860		141,860
19 負 担 金、補 助 及 交 付 金	8,142		8,142	15,907		15,907
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補 償、補 填 及 公 賠 償 金				103		103
23 借 還 金、利 子 及 公 別 引 料				15		15
24 投 資 及 公 出 資 金						
25 積 立 金						
26 寄 付 金						
27 公 課 費				7,336		7,336
28 補 出 金						
予 備 費						
計	289,930	5,787	295,717	16,432,562	5,787	16,438,349
財 源 別						
財 源 支 出 金	40,666		40,666	315,523		315,523
他 方 給 付				134,000		134,000
其 他	47	25	72	1,400,233	25	1,400,258
投 財 源	249,217	5,762	254,979	14,582,806	5,762	14,588,568

節の明細

項		目	金額(千円)等
9	款	警察費	
	2	項	警察活動費
		2	目
			刑事警察費
			報酬
			非常勤職員
			4人

<p>条 例 名 等</p>	<p>警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 危険性が高く、給与上特別の考慮が必要な水上警戒業務に対し、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>2 概要 （1）職員が海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務のうち人事委員会が定めるものに従事したときは、1日につき1,100円の水陸警戒業務手当を支給する。 （2）施行期日は、公布日とする。</p>

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p><u>(20) 水上警戒業務手当</u></p> <p>(夜間特殊業務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(水上警戒業務手当)</u></p> <p><u>第24条 水上警戒業務手当は、職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒の作業で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき1,100円とする。</u></p> <p>(併給禁止)</p> <p>第25条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(夜間特殊業務手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第24条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成26年4月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年4月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 東伯郡琴浦町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金235,967円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成25年12月17日 午前11時30分頃</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字八橋地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県警察本部警務部警務課所属の職員が、警務用務のため普通貨物自動車を駐車場に駐車して降車した際、サイドブレーキを掛けることを怠ったため前進し、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額235,967円 うち、保険支払額205,967円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・県側車両損害額0円（修理不要） うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年5月23日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年5月23日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 広島県廿日市市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金224,280円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成25年6月21日 午前10時33分頃 イ 事故発生場所 広島市東区福田町高山地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部警備部機動隊所属の職員が、警務用務のため普通貨物自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、中央側車線を直進していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償額224,280円 うち、保険支払額194,280円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・県側車両損害額424,494円 うち、相手方からの賠償額169,798円、県実質負担額254,696円</p>